

## 平塚市教育委員会令和4年8月定例会会議録

### 開会の日時

令和4年8月17日（水）15時30分

### 会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

### 会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕      委員 目黒 博子      委員 梶原 光令      委員 守屋 宣成  
委員 菅野 和恵

### 説明のため出席した者

#### ◎教育総務部

教育総務部長	石川 清人	教育総務課長	宮崎 博文
教育総務課課長代理	渋谷 悟朗	教育総務課課長代理	松本 信哉
教育施設課管理担当長	坂田 啓太	学校給食課長	熊川 泰成

#### ◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	鈴木 真吾
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

#### ◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	西山 聡之	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

### 会議の概要

#### 【開会宣言】

#### ○吉野教育長

これから教育委員会令和4年8月定例会を開会する。

#### 【前回会議録の承認】

#### ○吉野教育長

始めに、令和4年7月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

## ○吉野教育長

訂正等の意見が無いので、令和4年7月定例会の会議録は承認されたものとする。

## 1 教育長臨時代理の報告

### (1)報告第2号 令和4年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

#### 【報告】

## ○吉野教育長

8月26日から開会する市議会9月定例会への令和4年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

## ○教育総務課長

補正予算要求額だが、歳入については14万5千円の増額を、歳出については3億7千90万5千円の増額を、それぞれ計上している。

始めに、歳入についてだが、15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 8目 教育費国庫補助金 1節 教育総務費補助金において、保育士等処遇改善臨時特例交付金として14万5千円を計上している。

続いて、歳出について、10款 教育費のうち、1項 教育総務費 6目 教育会館費「2 教育会館改修事業」だが、機能統合に向けた教育会館の耐震補強等の改修工事設計委託を行うため、12節 委託料を令和5年度までの継続費として設定し、令和4年度分の900万8千円を増額補正する。

同じく、1項 教育総務費のうち、7目 子ども教育相談センター費「3 介助員派遣事業」だが、医療的ケアを行う医療的ケア学校看護師を確保するため、12節 委託料を197万4千円増額補正する。

次に、「4 適応指導教室事業」だが、森林環境譲与税を活用して、神奈川県産の木材を使用した玩具を購入するため、10節 需用費の消耗品費を2万8千円増額補正する。

次に、「8 子ども教育相談センター管理運営事業」だが、電気自動車の充電設備設置費用及び充電に伴う電気料金を計上するため、10節 需用費の光熱水費を2万4千円、施設修繕料を26万5千円、それぞれ増額補正する。

続いて、2項 小学校費 1目 学校管理費「4 小学校施設管理事業」だが、小学校施設を修繕するため、10節 需用費の施設修繕料を9千837万7千円増額補正する。

同じく、2項 小学校費のうち、2目 教育振興費「1 通級指導教室運営事業」だが、先ほどと同様に森林環境譲与税を活用して、神奈川県産の木材を使用した玩具を購入するため、10節 需用費の消耗品費を5万6千円増額補正する。

次に、「2 小学校特別支援学級支援事業」だが、こちらも森林環境譲与税を活用して、神奈川県産の木材を使用した玩具を購入するため、10節 需用費の消耗品費を282万円増額補正する。

同じく、2項 小学校費のうち、3目 学校給食費「3 単独調理場運営事業」だが、老朽化した大型厨房機器の更新等を行うため、1節 報酬を94万6千円、3節 職員手当等を9万8千円、8節 旅費を1万6千円、17節 備品購入費を2千451万3千円、それぞれ増額補正する。

次に、「4 共同調理場運営事業」だが、給食受配校の修繕を行うため、10節 需用費の施設修繕料を88万2千円増額補正する。

続いて、3項 中学校費 1目 学校管理費「4 中学校施設管理事業」だが、中学校施設の修繕及び改修工事を行うため、10節 需用費の施設修繕料を970万3千円、14節 工事請負費を3千467万円、それぞれ増額補正する。

次に、「5 中学校完全給食準備事業」だが、こちらは中学校完全給食の開始に向けて中学校施設を整備するためのものであり、第1期給食設備等設置工事として継続費設定するものと分けて計上する。「2 中学校完全給食準備事業」だが、10節 需用費の消耗品費を32万7千円、施設修繕料を764万7千円、11節 役務費の通信運搬費を255万2千円、それぞれ増額補正する。「3 中学校完全給食準備事業（第1期給食設備等設置工事）（継続費）」だが、こちらは14節 工事請負費5千31万1千円を、令和5年度までの継続費の本年度分として計上する。

同じく、3項 中学校費のうち、2目 教育振興費「1 中学校特別支援学級支援事業」だが、小学校費と同様に、森林環境譲与税を活用して、神奈川県産の木材を使用した玩具を購入するため、10節 需用費の消耗品費を123万2千円増額補正する。

続いて、4項 幼稚園費 1目 幼稚園費「2 幼稚園運営事業」だが、こちらも森林環境譲与税を活用して、神奈川県産の木材を使用した玩具を購入するため、10節 需用費の消耗品費を28万2千円増額補正する。また、こちらは併せて歳入で掲げた保育士等处遇改善臨時特例交付金から財源充当補正を行う。

続いて、5項 社会教育費、2目 公民館費「3 中央公民館管理運営事業」だが、中央公民館の修繕及び机・椅子の更新を行うため、10節 需用費の消耗品費を172万8千円、施設修繕料を1千97万1千円、12節 委託料を60万8千円、17節 備品購入費を364万6千円、それぞれ増額補正する。

次に、「6 地区公民館管理運営事業」だが、地区公民館の修繕及び机・椅子の更新を行うため、10節 需用費の消耗品費を1千289万9千円、光熱水費を2千554万8千円、施設修繕料を1千971万3千円、また17節 備品購入費を3千645万円、それぞれ増額補正する。

同じく、5項 社会教育費のうち、3目 図書館費「3 館外サービス事業」だが、ツインシティ大神地区内に開業予定の商業施設へ、木製返却ポスト及び子ども向け図書を設置するため、12節 委託料を12万4千円、17節 備品購入費を15万円、それぞれ増額補正する。

次に、「7 中央図書館管理運営事業」だが、中央図書館の1階ロビー及び1階こども室を子育て世帯が快適に利用しやすくするため、10節 需用費の消耗品費を93万9千円、

施設修繕料を192万7千円、12節 委託料を34万7千円、17節 備品購入費を435万2千円、それぞれ増額補正する。

同じく、5項 社会教育費のうち、4目 博物館費「2 博物館教育普及活動推進事業」だが、プラネタリウムの座席を修繕するため、10節 需用費の施設修繕料を98万1千円増額補正する。

同じく、5項 社会教育費のうち、6目 美術館費「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」だが、美術館のトイレの洋式化等を行うため、10節 需用費の物品修繕料を107万2千円、施設修繕料を321万9千円、それぞれ増額補正する。

続いて、6項 保健体育費、1目 保健体育総務費「2 保健体育庶務事業」だが、スポーツのための指定寄附金を活用して、テントを購入するため、17節 備品購入費を50万円増額補正する。

資料の最後だが、こちらはこの度新たに設定する継続費と債務負担行為補正を掲げている。

まず、継続費だが、歳出で継続費として説明した「教育会館改修事業（設計委託）」及び「中学校完全給食準備事業（第1期給食設備等設置工事）」について掲げている。

次に、債務負担行為補正だが、「中央図書館窓口等業務委託料」として、令和4年度から7年度まで限度額を2億4千600万円として、新たに設定するものである。

なお、ただいま説明した補正予算については、本日の教育委員会定例会において了承いただいた後に、令和4年9月市議会定例会に上程する予定である。

## 【質疑】

### ○目黒委員

森林環境譲与税とはどういったものなのか。

もう1点、商業施設に木製返却ポスト及び子ども向け図書を設置するため増額補正を行うとのことだが、これはどの程度の規模のものなのか。また、これまで同様の取組はあったのか教えてほしい。

### ○教育総務課長

森林環境譲与税とは、温室効果ガスの排出削減や災害防止を図ることを目的に創設された税であり、令和6年度から市区町村が1人当たり年1,000円を付加徴収することになっている。

森林整備や木材利用促進のために活用するものだが、令和元年度から既に前倒しで市区町村へ譲与されており、本市では令和3年度にも相模小学校の机の購入等で活用している。

### ○中央図書館長

これまで、一部の公民館に返却ポストを設置していたが、商業施設に返却ポストを設置するのは初めてである。今回、事業者からの申し出もあり、返却ポストの設置に加え、児童用図書の設置を行うこととなった。

なお、商業施設に児童用図書を設置することについても初の試みとなる。規模については事業者と調整を行っているところであるが、20冊程度の本を表紙が見える形で設置でき

るスペースをいただけるよう相談をしている。

## 【結果】

全員異議なく了承された。

## (2)報告第3号 旭地区第1次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例について

### 【報告】

#### ○吉野教育長

旭地区の住居表示の実施に伴い、関係条例の別表及び規定を整備することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

#### ○教育総務課長

平塚市では、分かりやすく、訪ねやすいまち、更に緊急車両等の到着時間の短縮や、郵便、宅配の効率化など、市民生活の利便性向上のために、昭和39年から住居表示事業を進めている。この事業の1つである「旭地区第1次住居表示整備事業」により、山下地区の全部並びに高根地区及び万田地区の一部において住居表示が実施されることに伴い、関係条例における必要な規定を整備するものである。

本条例は、第1条から第6条までにおいて、6つの条例を改正するものとなるが、教育委員会関係のものとしては、第4条関係「平塚市立の学校の設置に関する条例」の一部改正以降3つの条例の一部改正となる。

まず、第4条関係 平塚市立の学校の設置に関する条例の一部改正だが、こちらは、別表第1の平塚市立山下小学校の位置を「平塚市山下801番地の3」から「平塚市山下三丁目25番1号」に改めるものである。

次に、第5条関係 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正だが、こちらは、第2条第1項の表中の平塚市立旭南公民館の位置を「平塚市山下1,096番地の1」から「平塚市山下二丁目16番1号」に改めるものである。

最後に、第6条関係 平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例の一部改正だが、こちらは、第2条の表中の平塚市西図書館の位置を「平塚市山下760番地の3」から「平塚市山下三丁目29番1号」に改めるものである。

最後に本条例の施行日だが、改正文の附則にあるように令和4年10月17日としている。

なお、本条例は、本日の教育委員会定例会において了承いただいた後に、令和4年9月市議会定例会に上程する予定である。

### 【質疑】

なし

**【結果】**

全員異議なく了承された。

**2 議案第21号 平塚市文化財保護委員会委員の委嘱について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

平塚市文化財保護委員会委員を新たに委嘱するものである。  
詳細は、社会教育課長から説明する。

**○社会教育課長**

文化財保護委員会は文化財保護法第 190 条で市町村に置くことができると規定され、平塚市文化財保護条例第 13 条に基づき設置している。現在の委員は令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの任期で委嘱しているが、令和 4 年 6 月 29 日付で前任者 1 人が委員解嘱となったことに伴い、新たに丸島隆雄氏を補欠委員として委嘱するものである。

任期については、前任者の残任期間となるので、令和 4 年 8 月 17 日から令和 5 年 9 月 30 日までとなる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**3 議案第22号 平塚市美術館協議会委員の任命について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

平塚市美術館協議会委員を新たに任命するものである。  
詳細は、美術館長から説明する。

**○美術館長**

平塚市美術館協議会は、博物館法第 20 条第 2 項に基づき、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関であり、美術館活動の充実と発展を図ることを目的に設置している。

その委員は、博物館法第 21 条で教育委員会が任命することになっており、この度、社会教育関係者として公益財団法人平塚市まちづくり財団から推薦された委員が変更となった

ため、後任委員を任命するものである。

後任委員の任期は、前任者の残任期間となるので、令和5年7月31日までとなる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**4 その他**

なし

**【閉会宣言】**

**○吉野教育長**

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会8月定例会は閉会する。

**(15時55分閉会)**